

2007年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

改憲のための「国民投票法案」の廃案を求める請願書

〈請願の主旨〉

日本国憲法のかかげる平和、人権、民主主義の理念は、国民に広く定着しており、とりわけ第9条は、不戦の誓いとして多くの国民に支持され、アジアと世界から評価されています。

自民・公明の与党は、今国会に「国民投票法案」を提出し、民主党との修正協議をすすめた上、今国会で成立させる意向を示しています。しかし、与党案、民主党案を「修正」しても、憲法9条を変えて日本をアメリカとともに「戦争する国」へ転換させる「改憲案」を通すための法案であることは明らかです。

与党と民主党の修正協議は、①国民の承認を「有効投票」の2分の1超としており、最も少ない賛成で改憲案が成立すること、②テレビ・ラジオなどの有料意見広告は、資金力のある改憲をめざす政党が大量のCMを使って国民の投票意思を歪める危険性があること、③憲法改正に関わる運動は、本来自由であるべきですが、公務員や教育者の運動を規制すること、などの重大な問題が指摘されています。

日本国憲法第96条に基づいて憲法改正を最終的に決定する権限は、一人ひとりの国民が持っています。この国民の意思をゆがめ、改憲案を通しやすくする不公正な法案を拙速に成立させることは、憲法の定める国民主権を踏みにじるものであり、国会の歴史に汚点を残す大問題と言わなければなりません。

〈請願事項〉

現在、審議中の「国民投票法案」は、廃案にされるよう強く要請します。

氏 名	住 所

【取扱団体】

全日本教職員組合(全教)

改憲のための手続き法

STOP!



手続き法はいらない

憲法を変えるためには国民投票が必要ですが、憲法制定以来60年、国民投票法は制定されませんでした。憲法が国民の中に定着していたからです。

今度の通常国会で、自民党・公明党は民主党と修正協議の上、国民投票法案の成立をねらっています。自民党や民主党の改憲案を今後通していくための準備です。

国民投票法の成立と憲法改悪はつながっています。法案も国民主権を侵す重大な問題点を持っており、廃案しかありません。

国民主権を侵す

問題だらけの国民投票法案

有権者20%の賛成で改憲ができる

与党と民主党の修正案は、国民の承認を有効投票の2分の1以上としています。最も少ない「賛成」で憲法を変える規定です。仮に投票率が50%、その内白票などが10%なら、21%の賛成で憲法を「改正」できることとなります。外国では投票総数の2分の1以上が常識であり、最低投票率を定めているところもあります。

「カネで憲法を動かす」ことに

テレビ・ラジオなどの有料意見広告については、投票前14日間を禁止するものの、資金力にものを言わせ、大量の意見広告で「国民投票意思をゆがめる」危険が大です。改憲派には財界もついており、圧倒的な資金力を持っています。憲法の基本原則である国民主権をカネでねじ曲げることになりかねません。

公務員や教員の運動を制限

約500万人にのぼる公務員等および教育者の「地位を利用した」運動を禁止するとしています。罰則は設けないものの、行政処分が可能です。

「地位利用」と判断するのは、行政当局であり、拡大解釈で攻撃を加え運動を萎縮させる危険が極めて大きいと言わざるを得ません。

主権者である国民の憲法にかかわる運動は本来自由であり、ほとんどの国では、公務員等の運動規制はいっさいありません。

